

別表 4

(東京支店)

共同建て F35(通常型)等の業務手数料

F35(通常型)

F35S 金利Bプラン・金利Aプラン(省エネルギー性) ・ F35S ZEH

F35S 金利Aプラン(耐久性・可変性) ・ F35 維持保全型

(単位:円 消費税込)

確認 申請 併用	住宅性能評価 申請併用※1※2		申請戸数	設計検査	竣工検査
	設計	建設			
×	×	×	～10	110,000	99,000
			11～50	143,000	187,000
			51～100	165,000	308,000
			101～200	198,000	363,000
			201～300	231,000	418,000
○	×	×	～10	88,000	77,000
			11～50	110,000	110,000
			51～100	132,000	165,000
			101～200	154,000	220,000
			201～300	176,000	253,000
×	○	×	～10	16,500	99,000
			11～50	44,000	187,000
			51～100	55,000	308,000
			101～200	66,000	363,000
			201～300		418,000
○	○	×	～10	11,000	77,000
			11～50	33,000	110,000
			51～100	44,000	165,000
			101～200	55,000	220,000
			201～300		253,000
○ 基準法の 検査が 同日	○	○ 建設評価 の検査が 別日	～10	16,500	38,500
			11～50	44,000	66,000
			51～100	55,000	99,000
			101～200	66,000	132,000
			201～300		176,000
	○	○ 建設評価 の検査が 同日	～10	11,000	27,500
			11～50	33,000	38,500
			51～100	44,000	71,500
			101～200	55,000	93,500
			201～300		121,000
×	○	○ 建設評価 の検査が 別日	～10	16,500	44,000
			11～50	44,000	77,000
			51～100	55,000	110,000
			101～200	66,000	143,000
			201～300		187,000
	○	○ 建設評価 の検査が 同日	～10	11,000	33,000
			11～50	33,000	49,500
			51～100	44,000	82,500
			101～200	55,000	104,500
			201～300		143,000

以下、設計検査を省略する場合					
確認 申請 併用	住宅性能評価 申請併用※1※2		申請戸数	設計検査	竣工検査
	設計	建設			
×	○	×	～10		99,000
			11～50		187,000
			51～100		308,000
			101～200		363,000
			201～300		418,000
○	○	×	～10		77,000
			11～50		110,000
			51～100		165,000
			101～200		220,000
			201～300		253,000
×	△	○ ※2-1	～10		33,000
			11～50		49,500
			51～100		82,500
			101～200		104,500
			201～300		143,000
×	△	○ ※2-2	～10		44,000
			11～50		77,000
			51～100		110,000
			101～200		143,000
			201～300		187,000
○	△	○ ※2-1	～10		27,500
			11～50		38,500
			51～100		71,500
			101～200		93,500
			201～300		121,000
○	△	○ ※2-2	～10		38,500
			11～50		66,000
			51～100		99,000
			101～200		132,000
			201～300		176,000

○：当社に申請する場合 ×：当社に申請しない場合 △：申請の有無不問

※1 当社が交付したフラット35の基準に適合した設計住宅性能評価書 又は当社が技術審査をおこなった長期優良住宅の認定書がある場合

※2 当社が交付したフラット35の基準に適合した建設住宅性能評価書がある場合

※2-1 建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が同日の場合

※2-2 建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が別日の場合

＊ 次の審査を要する場合は、各々金額を加算する。

1. 断熱等級の審査は、 $550円 \times \alpha$ 、一次エネルギー等級、建築物エネルギー消費性能基準の審査は、 $1,650円 \times \alpha$ を、ZEH基準の審査を行う場合は、165,000円及び $1,650円 \times \alpha$ を加算する。

$\alpha = \sqrt{N}$: $\sqrt{N}$ は小数第1位を切り上げ整数とする。 N:申請戸数

2. 再申請が不要な軽微な変更で審査に時間を要するものは、竣工検査手数料に当初設計検査手数料の1/2を限度に業務量を勘案して手数料を追加して請求する。

3. 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したもののについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

＊ 竣工検査には出張費を加算する。出張費は、株式会社 ジェイ・イー・サポート 評価業務規程別表7を準用する。ただし、他の業務と同時に検査を行い、他の業務で加算されている場合は、加算しない。

＊ 竣工現場検査において、申請者に帰すべき事由により現場検査をする回数が複数となった場合、竣工検査手数料に、当該手数料の1/2を限度に業務量を勘案した手数料及び出張費を加算した額を追加する。

別表 5

(東京支店)

共同建て F35(通常型)等の登録マンションの業務手数料

F35(通常型)

F35S 金利Bプラン・金利Aプラン(省エネルギー性) ・ F35S ZEH

F35S 金利Aプラン(耐久性・可変性) ・ F35 維持保全型

(単位:円 消費税込)

確認 申請 併用	住宅性能評価 申請併用※1※2		申請戸数	設計検査	竣工検査
	設計	建設			
×	×	×	～10	110,000	99,000
			11～50	143,000	154,000
			51～100	159,500	165,000
			101～200	187,000	187,000
			201～300	220,000	220,000
○	×	×	～10	88,000	77,000
			11～50	110,000	88,000
			51～100	132,000	110,000
			101～200	154,000	132,000
			201～300	176,000	176,000
×	○	×	～10	12,100	99,000
			11～50	22,000	154,000
			51～100	33,000	165,000
			101～200	44,000	187,000
			201～300		220,000
○	○	×	～10	8,800	77,000
			11～50	13,200	88,000
			51～100	22,000	110,000
			101～200	33,000	132,000
			201～300		176,000
○ 基準法の 検査が 同日	○	○ 建設評価 の検査が 別日	～10	12,100	38,500
			11～50	22,000	66,000
			51～100	33,000	71,500
			101～200	44,000	82,500
			201～300		99,000
	○	○ 建設評価 の検査が 同日	～10	8,800	27,500
			11～50	13,200	33,000
			51～100	22,000	44,000
			101～200	33,000	49,500
			201～300		66,000
×	○	○ 建設評価 の検査が 別日	～10	12,100	44,000
			11～50	22,000	77,000
			51～100	33,000	82,500
			101～200	44,000	93,500
			201～300		110,000
	○	○ 建設評価 の検査が 同日	～10	8,800	33,000
			11～50	13,200	38,500
			51～100	22,000	49,500
			101～200	33,000	60,500
			201～300		77,000

以下、設計検査を省略する場合					
確認 申請 併用	住宅性能評価 申請併用※1※2		申請戸数	設計検査	竣工検査
	設計	建設			
×	○	×	～10		99,000
			11～50		154,000
			51～100		165,000
			101～200		187,000
			201～300		220,000
○	○	×	～10		77,000
			11～50		88,000
			51～100		110,000
			101～200		132,000
			201～300		176,000
×	△	○ ※2-1	～10		33,000
			11～50		38,500
			51～100		49,500
			101～200		60,500
			201～300		77,000
×	△	○ ※2-2	～10		44,000
			11～50		77,000
			51～100		82,500
			101～200		93,500
			201～300		110,000
○	△	○ ※2-1	～10		27,500
			11～50		33,000
			51～100		44,000
			101～200		49,500
			201～300		66,000
○	△	○ ※2-2	～10		38,500
			11～50		66,000
			51～100		71,500
			101～200		82,500
			201～300		99,000

○：当社に申請する場合 ×：当社に申請しない場合 △：申請の有無不問

※1 当社が交付したフラット35の基準に適合した設計住宅性能評価書 又は当社が技術審査をおこなった長期優良住宅の認定書がある場合

※2 当社が交付したフラット35の基準に適合した建設住宅性能評価書がある場合

※2-1 建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が同日の場合

※2-2 建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が別日の場合

＊ 次の審査を要する場合は、各々金額を加算する。

1. 断熱等級の審査は、 $550円 \times \alpha$ 、一次エネルギー等級、建築物エネルギー消費性能基準の審査は、 $1,650円 \times \alpha$ を、ZEH基準の審査を行う場合は、165,000円及び $1,650円 \times \alpha$ を加算する。

$\alpha = \sqrt{N}$: $\sqrt{N}$ は小数第1位を切り上げ整数とする。 N:申請戸数

2. 再申請が不要な軽微な変更で審査に時間を要するものは、竣工検査手数料に当初設計検査手数料の1/2を限度に業務量を勘案して手数料を追加して請求する。

3. 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したもののについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

＊ 竣工検査には出張費を加算する。出張費は、株式会社 ジェイ・イー・サポート 評価業務規程別表7を準用する。ただし、他の業務と同時に検査を行い、他の業務で加算されている場合は、加算しない。

＊ 竣工現場検査において、申請者に帰すべき事由により現場検査をする回数が複数となった場合、竣工検査手数料に、当該手数料の1/2を限度に業務量を勘案した手数料及び出張費を加算した額を追加する。

別表 6

(東京支店)

共同建て F35S等の業務手数料

F35S 金利Bプラン・金利Aプラン(耐震性)

F35S 金利Bプラン・金利Aプラン(バリアフリー性)

F35S 金利Bプラン(耐久性・可変性)

(単位:円 消費税込)

確認 申請 併用	住宅性能評価 申請併用※1※2		申請戸数	設計検査	竣工検査
	設計	建設			
×	×	×	～10	110,000	99,000
			11～50	143,000	220,000
			51～100	165,000	418,000
			101～200	198,000	693,000
			201～300	231,000	825,000
○	×	×	～10	88,000	77,000
			11～50	110,000	110,000
			51～100	132,000	264,000
			101～200	154,000	418,000
			201～300	176,000	517,000
×	○	×	～10	33,000	99,000
			11～50	55,000	220,000
			51～100	66,000	418,000
			101～200	77,000	693,000
			201～300		825,000
○	○	×	～10	16,500	77,000
			11～50	44,000	110,000
			51～100	55,000	264,000
			101～200	66,000	418,000
			201～300		517,000
○ 基準法の 検査が 同日	○	○ 建設評価 の検査が 別日	～10	33,000	38,500
			11～50	55,000	66,000
			51～100	66,000	99,000
			101～200	77,000	132,000
			201～300		176,000
	○	○ 建設評価 の検査が 同日	～10	33,000	27,500
			11～50	55,000	38,500
			51～100	66,000	71,500
			101～200	77,000	93,500
			201～300		121,000
×	○	○ 建設評価 の検査が 別日	～10	33,000	44,000
			11～50	55,000	77,000
			51～100	66,000	110,000
			101～200	77,000	143,000
			201～300		187,000
	○	○ 建設評価 の検査が 同日	～10	33,000	33,000
			11～50	55,000	49,500
			51～100	66,000	82,500
			101～200	77,000	104,500
			201～300		143,000

以下、設計検査を省略する場合					
確認 申請 併用	住宅性能評価 申請併用※1※2		申請戸数	設計検査	竣工検査
	設計	建設			
×	○	×	～10		99,000
			11～50		220,000
			51～100		418,000
			101～200		693,000
			201～300		825,000
○	○	×	～10		77,000
			11～50		110,000
			51～100		264,000
			101～200		418,000
			201～300		517,000
×	△	○ ※2-1	～10		33,000
			11～50		49,500
			51～100		82,500
			101～200		104,500
			201～300		143,000
×	△	○ ※2-2	～10		44,000
			11～50		77,000
			51～100		110,000
			101～200		143,000
			201～300		187,000
○	△	○ ※2-1	～10		27,500
			11～50		38,500
			51～100		71,500
			101～200		93,500
			201～300		121,000
○	△	○ ※2-2	～10		38,500
			11～50		66,000
			51～100		99,000
			101～200		132,000
			201～300		176,000

○：当社に申請する場合 ×：当社に申請しない場合 △：申請の有無不問

※1 当社が交付したフラット35の基準に適合した設計住宅性能評価書 又は当社が技術審査をおこなった長期優良住宅の認定書がある場合

※2 当社が交付したフラット35の基準に適合した建設住宅性能評価書がある場合

※2-1 建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が同日の場合

※2-2 建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が別日の場合

＊ 次の審査を要する場合は、各々金額を加算する。

1. 断熱等級の審査は、 $550円 \times \alpha$ 、一次エネルギー等級、建築物エネルギー消費性能基準の審査は、 $1,650円 \times \alpha$ を、ZEH基準の審査を行う場合は、165,000円及び $1,650円 \times \alpha$ を加算する。

$\alpha = \sqrt{N}$: $\sqrt{N}$ は小数第1位を切り上げ整数とする。 N:申請戸数

2. 再申請が不要な軽微な変更で審査に時間を要するものは、竣工検査手数料に当初設計検査手数料の1/2を限度に業務量を勘案して手数料を追加して請求する。

3. 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したもののについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

＊ 竣工検査には出張費を加算する。出張費は、株式会社 ジェイ・イー・サポート 評価業務規程別表7を準用する。ただし、他の業務と同時に検査を行い、他の業務で加算されている場合は、加算しない。

＊ 竣工現場検査において、申請者に帰すべき事由により現場検査をする回数が複数となった場合、竣工検査手数料に、当該手数料の1/2を限度に業務量を勘案した手数料及び出張費を加算した額を追加する。

別表 7

(東京支店)

共同建て F35S等の登録マンションの業務手数料

F35S 金利Bプラン・金利Aプラン(耐震性)

F35S 金利Bプラン・金利Aプラン(バリアフリー性)

F35S 金利Bプラン(耐久性・可変性)

(単位:円 消費税込)

確認 申請 併用	住宅性能評価 申請併用※1※2		申請戸数	設計検査	竣工検査
	設計	建設			
×	×	×	～10	110,000	110,000
			11～50	143,000	143,000
			51～100	159,500	165,000
			101～200	187,000	187,000
			201～300	220,000	220,000
○	×	×	～10	88,000	77,000
			11～50	110,000	99,000
			51～100	132,000	110,000
			101～200	154,000	154,000
			201～300	176,000	187,000
×	○	×	～10	33,000	110,000
			11～50	44,000	143,000
			51～100	55,000	165,000
			101～200	66,000	187,000
			201～300		220,000
○	○	×	～10	22,000	77,000
			11～50	33,000	99,000
			51～100	44,000	110,000
			101～200	55,000	154,000
			201～300		187,000
○ 基準法の 検査が 同日	○	○ 建設評価 の検査が 別日	～10	33,000	38,500
			11～50	44,000	66,000
			51～100	55,000	71,500
			101～200	66,000	82,500
			201～300		99,000
	○	○ 建設評価 の検査が 同日	～10	22,000	27,500
			11～50	33,000	33,000
			51～100	44,000	44,000
			101～200	55,000	49,500
			201～300		66,000
×	○	○ 建設評価 の検査が 別日	～10	33,000	44,000
			11～50	44,000	77,000
			51～100	55,000	82,500
			101～200	66,000	93,500
			201～300		110,000
	○	○ 建設評価 の検査が 同日	～10	22,000	33,000
			11～50	33,000	38,500
			51～100	44,000	49,500
			101～200	55,000	60,500
			201～300		77,000

以下、設計検査を省略する場合					
確認 申請 併用	住宅性能評価 申請併用※1※2		申請戸数	設計検査	竣工検査
	設計	建設			
×	○	×	～10		110,000
			11～50		143,000
			51～100		165,000
			101～200		187,000
			201～300		220,000
○	○	×	～10		77,000
			11～50		99,000
			51～100		110,000
			101～200		154,000
			201～300		187,000
×	△	○ ※2-1	～10		33,000
			11～50		38,500
			51～100		49,500
			101～200		60,500
			201～300		77,000
×	△	○ ※2-2	～10		44,000
			11～50		77,000
			51～100		82,500
			101～200		93,500
			201～300		110,000
○	△	○ ※2-1	～10		27,500
			11～50		33,000
			51～100		44,000
			101～200		49,500
			201～300		66,000
○	△	○ ※2-2	～10		38,500
			11～50		66,000
			51～100		71,500
			101～200		82,500
			201～300		99,000

○：当社に申請する場合 ×：当社に申請しない場合 △：申請の有無不問

※1 当社が交付したフラット35の基準に適合した設計住宅性能評価書 又は当社が技術審査をおこなった長期優良住宅の認定書がある場合

※2 当社が交付したフラット35の基準に適合した建設住宅性能評価書がある場合

※2-1 建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が同日の場合

※2-2 建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が別日の場合

＊ 次の審査を要する場合は、各々金額を加算する。

1. 断熱等級の審査は、 $550円 \times \alpha$ 、一次エネルギー等級、建築物エネルギー消費性能基準の審査は、 $1,650円 \times \alpha$ を、ZEH基準の審査を行う場合は、165,000円及び $1,650円 \times \alpha$ を加算する。

$\alpha = \sqrt{N}$: $\sqrt{N}$ は小数第1位を切り上げ整数とする。 N:申請戸数

2. 再申請が不要な軽微な変更で審査に時間を要するものは、竣工検査手数料に当初設計検査手数料の1/2を限度に業務量を勘案して手数料を追加して請求する。

3. 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したもののについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

＊ 竣工検査には出張費を加算する。出張費は、株式会社 ジェイ・イー・サポート 評価業務規程別表7を準用する。ただし、他の業務と同時に検査を行い、他の業務で加算されている場合は、加算しない。

＊ 竣工現場検査において、申請者に帰すべき事由により現場検査をする回数が複数となった場合、竣工検査手数料に、当該手数料の1/2を限度に業務量を勘案した手数料及び出張費を加算した額を追加する。